

あなたやご家族が



不当な寄附勧誘を
受けていないか
チェックしてみましょう。

寄附の

強引な勧誘に

困っていませんか？

令和5年から「不当寄附勧誘防止法」が施行されています！

寄附



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

あなたが受けた寄附勧誘は大丈夫？

まずは**自己チェック**してみましょう。

Q1.

☐

寄附をしないと話が終わらない・帰れないと感じた

Q2.

☐

寄附の勧誘が目的であることを隠されて、
一緒に出かける約束をした

Q3.

☐

寄附をするかどうか、
親や周りの人への相談したかったが、妨害された

Q4.

☐

交際相手から、
寄附をしないと別れるなどと言われた

Q5.

☐

「霊が見える」、「超能力がある」という人から
不安になることを言われて、寄附を勧められた

Q6.

☐

お金の余裕がないのに、わざわざ借金をしたり、
家を売ったりして寄附をした

Q7.

☐

寄附したことによって生活が苦しくなった

結果を確認してください。



自己チェックの結果は・・・

該当項目が

0
個の方



安心

不当寄附勧誘防止法に規定する「不当な勧誘」は受けていないと考えられます。
ただし、「なにかおかしい」、「納得いかない」と思う勧誘を受けた場合は、裏面の窓口（消費者ホットライン188）に相談してみましょう。

該当項目が

1
個の方



相談

不当寄附勧誘防止法に規定する「不当な勧誘」を受けている可能性があります。
寄附をしてしまったなどでお困りの方は、裏面の窓口（消費者ホットライン188）に相談してみましょう。
また、裏面の二次元バーコードを読み込んで通報いただきますよう、ご協力をお願いします。

該当項目が

2
個以上の方



すぐに相談

不当寄附勧誘防止法に規定する「不当な勧誘」を受けている可能性があり、深刻な場合が考えられます。
寄附をしてしまったなどでお困りの方は、すぐに裏面の窓口（消費者ホットライン188）に相談してください。
また、裏面の二次元バーコードを読み込んで通報いただきますよう、ご協力をお願いします。

不当寄附勧誘防止法の紹介

不当寄附勧誘防止法とは？

不当な寄附勧誘を防止し、寄附の勧誘を受ける方々の保護を図るため、新たな法律が令和5年から順次施行されました。それが不当寄附勧誘防止法です。

この法律は、寄附の勧誘について、下部に記載の行為を禁止するなどの「法人や団体への規制」と、次のページに記載の取消権などによる「不当な勧誘を受けて寄附した人やその家族の保護」の2つを軸に構成されています。

不当な勧誘行為

不当寄附勧誘防止法では、次のような勧誘行為が禁止されています。



- お願いしても退去せずに勧誘
- 寄附を断り退去するのを妨害



- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘



- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害



- 寄附しないと恋愛感情等による関係が破綻と告知



- 靈感等によって不安をあり又は乗じ、寄附が不可欠と告知



- 借入れ等による資金調達を要求

また、法人や団体は、次のことに十分に配慮するよう、義務が課されています。



- 判断困難に陥らないための配慮がない



- 生活困難にならないための配慮がない



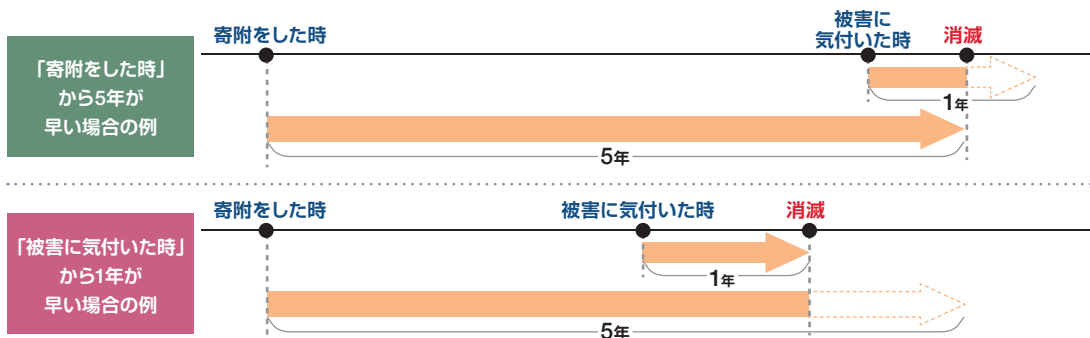
- 使途誤認しないための配慮がない

取消権

この法律で禁止している不当な寄附勧誘を受けたことによって困惑し、「寄附をします」といった意思表示をしてしまった場合は、その意思表示を取り消すことができます。

取り消すことができる範囲

取消権は、「寄附をした時」から5年、「被害に気付いた時」から1年のいずれか早い方が期限(※)となり、これが経過しますと消滅しますのでご注意ください。



※「靈感等によって不安をあり又は乗じ、寄附が不可欠と告知」に該当する勧誘を受けた場合に限り、寄附をした時から10年、被害に気付いた時から3年のいずれか早い方となります。

債権者代位権の特例

民法に規定する「債権者代位権」という制度により、寄附をした本人に代わって子や配偶者が取消権を行使して寄附金の返還を求めることができます。

不当寄附勧誘防止法では、この「債権者代位権」を、将来に渡って必要な養育費や扶養料を確保するためにも使うことができるとし、より制度を活用しやすくする特例を設けています。

行政措置

国は、憲法上の権利である学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に配慮しつつ、法人や団体に対し、以下のような行政措置を行うことができます。

【禁止行為に関する勧告・命令等】

- この法律で禁止している不当な勧誘が不特定多数の個人へ行われていることが認められ、引き続きその行為をするおそれが著しい場合、法人や団体に必要な措置をとるよう勧告します。
- 正当な理由なく勧告した措置をとらなかったときは、その措置をとるよう命令し、これを公表します。
- 命令に違反した場合、罰則を規定しています。(1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科)

【配慮義務の遵守に係る勧告等】

- 個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められ、同様の支障が生ずるおそれが著しい場合、法人や団体に遵守すべき事項を示して勧告します。
- 勧告に従わなかったときは、その旨を公表します。



不当な寄附勧誘に関する相談や被害回復の手続きに関する相談など、
消費者トラブルでお困りの方はこちら

消費者
ホットライン

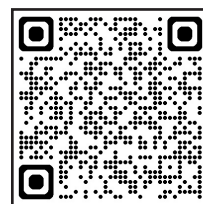


消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

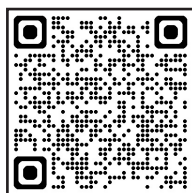
電話番号3桁を押してください。
お近くの地方公共団体の消費生活相談窓口を御案内いたします。

消費者庁
への
通報窓口

法人や団体による
寄附の不当な勧誘と
考えられる行為について、
情報提供をお願いします。



もっと詳しく調べたい方は…



消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan



【このパンフレットについての問合せ先】

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 TEL.03-3507-8800(代表)

令和7年1月作成